

神栖市学校における働き方改革の取組 (令和6年12月23日現在)

学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員が心身ともに健康で、より質の高い教育活動を行うためには、「長時間労働」や「働き方」の改善が必要とされます。

以上のことから、各教職員が仕事と生活のバランスをとり元気な姿で、より効果的な教育活動が行えるよう、引き続き下記の取組を行ってまいります。また、各小中学校におきましても、それぞれの実態に応じた取組を実施してまいります。

保護者の皆様におかれましては、本取組の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 学校業務の見直し・改善

<ul style="list-style-type: none"> ① 校務支援システムの積極的活用 ② 学校徴収金システムの共有(神栖市立学校事務共同実施で作成) ③ 中学校部活動の地域クラブ化 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月より休日の中学校部活動は原則実施せず、地域クラブ化 ・学校の地域大会等への参加は、原則月1回 ④ 就学援助事務の改善 ⑤ 神栖市立学校事務の共同実施による学校事務の改革の推進 ⑥ 指導者用タブレットによるデジタル採点システムの導入と活用(市ICT活用指導力向上研修実施) ⑦ 教職員の退勤時間 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は急を要する校務がない限り児童・生徒完全下校後、2時間以内に退勤 ・長期休業期間中は、原則定時退勤 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 学校閉庁日の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・8月13日から16日及び12月28日、1月4日、11月13日(県民の日)、各学校の創立記念日 ⑨ 小中学校への留守番電話(メッセージ機能のみで録音機能なし)の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・平日 小学校：18:00から翌朝7:30 中学校：18:30から翌朝7:30 ・休日 小学校、中学校ともに終日 <p>※上記⑧の日や⑨の時間帯は学校職員は不在となるので、児童生徒の命に関わる等緊急を要する連絡の際は、教育指導課(0299-77-7431)、つながらない場合には市役所(0299-90-1111)に連絡→必要に応じて教育指導課職員が保護者様に電話連絡、学校職員に連絡・連携して対応</p>
--	---

2 「チーム学校」を実現するための体制の充実

<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 県スクール・サポート・スタッフ配置の促進(7名) ⑪ 部活動指導員の配置(6名) ⑫ 学習指導補助員の配置(小学校:35名) ⑬ 学習指導補助教員の配置(中学校:7名) ⑭ 生徒の教室以外の「居場所づくり」のための心の教室相談員を配置(中学校:8名) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑮ スクールソーシャルワーカーの派遣とケース会議等の実施(4名) ⑯ ICT活用支援のためコンピュータ教育指導員を派遣(7名) ⑰ 少人数教育推進のため市費負担教職員を配置(小学校:3名) ⑱ 司書教諭等の支援のため、図書館指導補助員を配置(市内全小中学校:22名)
---	--

3 保護者・地域との連携のための基盤づくり

<ul style="list-style-type: none"> ⑲ 学校配付チラシ等のデジタル化の推進 ⑳ 学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ㉑ コミュニティ・スクールモデル校による地域との連携促進(小学校:1校、中学校1校) <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度市内全小中学校で導入予定
--	--

4 各小中学校の具体的な取組

・それぞれの小中学校の実態に応じ、日課、学校行事等の見直しがございます。各小中学校のホームページに掲載されたグランドデザインや各種お便り等でご確認ください。